**令和６年度　優良従業員表彰応募要項**

**１　目的**

　　本表彰事業は、陸前高田商工会会員事業所において、永年同一事業所に勤続し、かつ事業の発展に貢献した優良従業員を表彰し、これまでの功績を称えると共に、今後の勤労意欲の高揚と市内商工業の振興発展に資することを目的とします。

**２　表彰式**

（１）日　時　令和６年１１月２３日（土）　午前１０時～午前１１時３０分（予定）

　　　　　　　※進行具合により終了時間が変更となることがございます。

　　　　　　　※式典終了後は、持ち帰りよう弁当を準備いたします。

（２）会　場　キャピタルホテル１０００

　　　　　　　住所　陸前高田市高田町字長砂６０-１

　　　　　　　電話　０１９２－５５－３１１１

**３　表彰の対象**

（１）陸前高田商工会の会員事業所において、勤続５年以上の従業員であること。

（２）会員事業所が推薦され、陸前高田商工会理事会で承認された者であること。

　　　　※役員、家族従業員は対象になりません。

**４　表彰の選考基準**

陸前高田市内在住商工業者（商工会員）の従業員で、下記各項に該当する者のうちから特に優秀な者を選んでこれを表彰する。

いずれの場合も、**勤続年数は、令和６年１０月１日を基準として算出**する。

（１）陸前高田商工会長表彰

　　ア　勤続年数により以下の８段階表彰とする。

それぞれ同一事業所（その営業組織に変更があった場合は、同一事業所とみなす）に規定年数以上勤務し、忠実、勤勉かつ品行方正で他の模範とするにたる者。

（ア）　５年以上１０年未満の勤続者

（イ）１０年以上１５年未満の勤続者

（ウ）１５年以上２０年未満の勤続者

（エ）２０年以上２５年未満の勤続者

（オ）２５年以上３０年未満の勤続者

（カ）３０年以上３５年未満の勤続者

（キ）３５年以上４０年未満の勤続者

（ク）４０年以上の勤続者

イ　商工会長表彰を受けた永年勤続者は、次の特別表彰を受けることができる。

（ア）次項（２）及び（３）（以下「特別表彰」という。）の表彰対象とする。

（イ）ただし、特別表彰は、表彰対象となる従業員が一度限り受けることができる。

（ウ）また、特別表彰を受けた従業員が、特別表彰勤続基準として規定する勤続年数と同等以上の表彰を会員が要望する場合は、勤続基準に則り陸前高田商工会長表彰を受けることができる。

**【裏面へ続きます】**

（２）岩手県商工会連合会長表彰

　　ア　会員の従業員であって、陸前高田商工会長の表彰を受けた者。

　　イ　同一商工業者の下において、引き続き２０年以上３０年未満勤務し、勤務成

　　　績が優秀であって経営者の信頼があついこと。

（３）全国商工会連合会長表彰

　　ア　会員の従業員であって、岩手県商工会連合会長の表彰を受けた者。

　　イ　同一商工業者の下において、引き続き３０年以上勤務し、勤務成績が優秀で

　　　あって経営者の信頼があついこと。

**５　負担金**

（１）勤続年数　５年以上２０年未満　一名につき　１０，０００円

（２）勤続年数２０年以上３５年未満　一名につき　１３，０００円

（３）勤続年数３５年以上　　　　　　一名につき　１６，０００円

**６　推薦締切日　令和６年１０月４日（金）**

**７　申込方法**

（１）陸前高田商工会長表彰

　　　推薦書（別紙１－１）及び、調書（別紙１－２）

（２）岩手県商工会連合会長表彰及び全国商工会連合会長表彰

　　　表彰調書（様式２－１又は様式２－２）

　必要事項をご記入の上、商工会にお申込みください。（ＦＡＸ可）。なお、申込用紙は本会ホームページから印刷をお願いいたします。印刷がうまくいかない場合は、本会で準備いたしますので、ご連絡ください。

|  |
| --- |
| ◆申込先　〒029-2205　陸前高田市高田町字荒町１０４番地６陸前高田商工会　　　　　　　電話：５５－３３００　FAX：５４－４７１４ |

**８　負担金納付方法**

　　表彰推薦受付後に本会から請求書を発行しますので、原則口座振込みでお願いします。

**９　その他**

（１）本表彰に係る事務手続きには万全を期しておりますが、１０月２５日（金）を過ぎても本会より請求書等何の連絡もない場合は、お手数ですが事務局までご連絡をお願いいたします。

（２）推薦書の個人情報は、受賞者名簿の作成（参加者等へ配布、本会会報等への掲載）、従業員表彰及びこれに関する事務のみに使用します。